

運 営 規 程

医療法人社団 葵会

柏たなか・あおいホームケアサービス

柏たなか・あおいホームケアサービス運営規程

(事業の目的)

- 第1条 医療法人社団葵会が開設する柏たなか・あおいホームケアサービスが行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の綿密な連帯を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 1 名称 柏たなか・あおいホームケアサービス
- 2 所在地 柏市小青田一丁目3番地3

(職員の職種、員数、及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。
- 1 管理者は、介護支援専門員を兼務する。
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理一元的に行う。
- 2 介護支援専門員 常勤 1名以上 (うち1名は管理者を兼務する)

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し12/31～1/3日は休日とする。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(居宅介護支援の内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の内容はつぎのとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領である場合は無料とする。又、被保険者の要介護認定等の申請に係る協力については、費用は発生しないものとする。

- 1 要介護認定に係る申請代行
 - 1 要介護認定に係る申請代行
 - 2 居宅サービス計画の作成
- 2 利用者から相談、及びサービス担当会議については、自宅（居住性サービスを含む）にて行うが、やむを得ない状況によっては介護老人保健施設 葵の園・柏たなか相談室等にて行うこととする。また、サービス担当者会議についても同様とする。他、新型コロナウイルス感染防止の観点より予め本人、家族の同意を得た上でオンラインによるサービス担当者会議を行うこともある。
- 3 指定居宅介護支援を提供するにあたり、以下のアセスメント方式を使用し、居宅サービス計画を作成する。
 - ① 「居宅サービス計画ガイドライン」
 - ② 「TAI 高齢者ケアプラン 在宅編」
- 4 指定居宅介護支援を提供するに当たり、担当する介護支援専門員は、少なくとも月に1回、必要に応じて随時居宅訪問をおこない、居宅サービス計画の実施状況を把握「以下、モニタリング」、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者との連絡調整その他便宜の提供を行い、少なくとも1月に1回モニタリングの結果を記録する。
- 5 次条の通常の事業実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実数を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートル毎 40円
- 6 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、柏市、流山市、我孫子市、野田市の地域とする。

(相談・苦情対応)

- 第8条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に関する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し保存する。
 - 3 自ら居宅サービス計画に位置付けたサービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して利用者に対し必要な援助を行う。
 - 4 事業所は、市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をする。
 - 5 事業所は市町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(事故発生時の対応)

- 第9条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供による事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、管理者に報告しなければならない。また、管理者及び事業所は、必要な措置を講じるとともに賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(虐待防止に関する事項)

- 第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の処置を講ずるものとする。
- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催及び従業者への周知
 - 2 虐待の防止のための指針の整備
 - 3 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - 4 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - 5 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置
 - 6 その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画)

- 第11条 事業所は感染症や非常災害の発生時においてサービス提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画「業務継続計画」策定し、必要な措置を講じる。
- 1 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画の策定
 - 2 感染症及び災害に係る計画の具体的内容を従業者に周知するとともに、平時及び緊急時の理解の励行を行うための従業者に対する研修及び訓練の実施
 - 3 業務継続計画において定期的な見直しを行い、必要に応じ変更を行う

(健康管理・感染症の予防及びまん延防止)

- 第 12 条 事業所は従業員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行う。
事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように以下の措置を講じる。
- 1 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を 6 月に 1 回以上、定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。感染流行時期はそれを勘案し必要に応じ随時開催する。
 - 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
 - 3 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施

(サービス利用にあたっての禁止行為)

- 第 13 条 利用者は次の行為をしてはならない。
- 1 従業員への宗教等への勧誘行為
 - 2 従業員への各種ハラスメント行為

(その他運営についての留意事項)

- 第 14 条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。
- 1 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
継続研修 年 4 回
虐待防止研修 年 1 回以上、新規採用時
業務継続研修 年 1 回以上、新規採用時
業務継続訓練 年 1 回以上
感染症研修 年 1 回以上、新規採用時
感染症訓練 年 1 回以上
 - 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を、従業員との雇用関係の内容とする。
- 第 15 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団葵会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

この規程の一部を改正し、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

この規程の一部を改正し、令和 5 年 1 月 1 日から実施する。

この規定の一部を改定し、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。